

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月 1日作成)

法令名	北海道情報公開条例
根拠条項	第9条
許認可等の種類	公文書の開示請求
法令の定め	第9条 何人も、実施機関に対して、公文書の開示を請求することができる。
審査基準	
標準処理期間	総期間 14日・丹 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 14日・丹 (北海道選挙管理委員会)
処分担当課	北海道選挙管理委員会事務局 (電話番号：011-231-4111内線23-518) 北海道選挙管理委員会事務局支所 (14支所)
申請先	同上 (電話番号：同上)
問い合わせ先	同上 (電話番号：同上)
備考	開示・非開示及び訂正の可否の判断に必要とされる基準が、条例の定め並びに条例の趣旨、解釈及び運用を定めた総務部長通達において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定しない 公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hs/iinkai/shinsakijun.htm